

水戸市道路貨物運送事業者緊急支援金

1 概要

原油価格、物価の高騰により燃料費上昇の影響を受けた市内道路貨物運送事業者を対象に支援金を支給します。

2 対象者（以下の全てに該当する必要があります。）

- ・市内に事業所を有する法人若しくは個人事業主又は市内に住所を有する個人事業主であること。
- ・一般貨物自動車運送事業経営許可、又は特定貨物自動車運送事業経営許可を受け、あるいは貨物軽自動車運送事業経営届出をし、道路貨物運送業を主な事業として営んでいること。（タクシー事業者等による食料・飲料配送に係る貨物自動車運送事業の特例を除く）
- ・令和4年1月から同年6月までの期間内に、前年の同月と比較して事業用自動車に係る燃料費が20%以上増加した月があること。

※令和3年7月以後に、道路貨物運送業を新たに開始した事業者は、開始した月から令和3年12月までのいずれかひと月の燃料費と、令和4年1月から同年6月までのいずれかひと月の燃料費と比較できます。

- ・令和3年12月以前に道路貨物運送業を開始しており、今後も継続する意思を有すること。
- ・水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

※複数の事業を営んでいる場合は、直近の決算等の売上において道路貨物運送業が過半を占めている必要があります。

※燃料費は、保有する事業用自動車に係る燃料費とし、暖房等に使用する燃料費は除いてください。

3 支援金額

- ・ 法人 申請日時点で10台以上の事業用自動車を保有している 50万円
申請日時点1台以上10台未満の事業用自動車を保有している 25万円
- ・ 個人事業主 10万円

※1か月間の燃料費を比較し算出した増加額を、年間換算（12を乗じる）し、支援金額に満たない場合は、年間換算した増加額が支援金額となります。（1,000円未満切捨て）

4 申請方法

令和4年10月31日（月）（当日消印有効）までに、下記の方法にて申請してください。

○方法：新型コロナウイルス感染防止の観点から、原則、**電子申請又は郵送による申請をお願いします。**

○申請書類：支援金給付申請書兼請求書

電子申請はこちらから↓

○添付書類：

- ① 令和3年分の確定申告書の写し（税務署の受付印等があるもの）、又は納税証明書（その2）
- ② 令和4年1月から同年6月までのいずれかの月のうち、前年同月比で20%以上燃料費が増加した月と、前年同月の燃料費が分かる書類（領収書や出納簿の写し）



※令和3年7月以後に、道路貨物運送業を新たに開始した場合は、令和4年1月から同年6月までのいずれかの月と、開始の月から令和3年12月までのいずれかの月の燃料費が分かる書類

- ③ 道路貨物運送業に必要な許可等を得ていることが分かる書類（一般又は特定貨物自動車運送事業経営許可書の写し、貨物軽自動車運送事業経営届出証明書の写し）
- ③ 事業用自動車の車検証の写し（10台を超える場合は10台分）
- ④ 【複数の業種を営んでいる場合のみ】道路貨物運送業が主な事業であることが分かる書類（直近の決

裏面に続く

算における売上の内訳等)

⑥【令和3年7月以後に道路貨物運送業を新たに開始した場合のみ】開業届等の開始の時期が分かる書類

⑦ 支援金の振込口座の通帳の写し（カタカナ名が記載されている部分）

※①の書類は、水戸市事業継続特別対策支援金、水戸市飲食事業者緊急支援金、又は水戸市事業継続応援支援金の申請において、令和3年の売上に対する確定申告書の写しを提出している場合は、添付を省略することができます。⑥⑦の書類についても、上記の支援金申請時から変更がない場合は省略できます。

5 申請窓口及び問合せ先

水戸市商工課 道路貨物運送事業者緊急支援金担当 〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市役所本庁舎5階
TEL 029-232-9185 FAX 029-232-9232 Mail commerce@city.mito.lg.jp

道路貨物運送事業者緊急支援金 対象確認フロー図

